

第7 BB ユニバーサルサービス料

1 適用

BB ユニバーサルサービス料の適用については、第45条の3(BB ユニバーサルサービス料の支払い義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

BB ユニバーサルサービス料の適用	
BB ユニバーサルサービス料の適用	ア 当社は(E)データサービス及び(E)データ特定契約サービス(4G)に係る契約者回線(パケット通信モードに係るものに限り、)について、2(料金額)に規定するBB ユニバーサルサービス料を適用します。ただし、当該契約者回線において受信時に最大1Mbps未満の通信速度で提供される料金種別が適用されている場合又は当社が別に定める場合は、この限りではありません。 イ 2(料金額)に規定する料金は、当社のホームページにおいて掲示する料金月に従って請求します。

2 料金額

単位	料金額
1の契約者回線ごとに月額	2円(2.2円)